

長崎県議会議員 深堀ひろしだより

第18号

元気な

よかけん

街 創る

平成27年10月発行

発行責任者／深堀ひろし

背景：仁田峠の紅葉（雲仙市）



九電ユニオン分会役員研修会にて

—— どうあつて ——

笑りの秋はよりよすがで、さて、政治の世界ではどうでしょう。

国政の状況を見れば、安部法制や労働者派遣法改正など、少数野党の声は全く届かず、政権与党の言うがままと言っても過言ではないと思います。選挙で選ばれた議員の判断にからず、民主主義とは、どう意見もあると思いますが、議席数で過半数を有しているから国民の過半数の意思を反映しているのか。

昨年末の衆議院選挙の投票率は約52%。そのうち比例代表で自民党に投票した割合は約33%。ということは、自民党という政党を支持したのは、全有権者のわずか約17%でしかない。

それでも、今の選挙制度では、圧倒的過半数の議席を獲得出来るのです。だからこそ、国の根幹に関わる重要な安全保障の問題については、広く野党の声にも真摯に耳を傾けなければならぬ。私はそう 생각합니다。当然、県議会においても同様です。

自分たちの意見を押し通すだけの政治では、やがて国民から見放されるでしょう。

今回、政治離れと言われている多くの若者が、全国各地で抗議の声を上げました。自分たちの将来は自分たちが真剣に考えるという強い意思の表れだと思います。このような若者の声を黙殺するような政治が民主主義なのではないでしょうか。

政治家の原点は「多くの声を聴き、政治に反映させる」とことです。

私も、その原点を肝に銘じて政治に取り組めます。

深堀 ひろし

平成27年9月 長崎県議会定例会 レポート



今議会は9月8日から10月6日の29日間開催されました。

主な議案は、マイナンバー制度の施行に伴い改正する「長崎県個人情報保護条例の一部改正」や「長崎県住民基本台帳法施行条例の一部改正」などの条例議案、佐世保市が中核市の指定を受けるための同意や長崎歴史文化博物館の指定管理者の指定などです。

この他にも、総額約16億円の一般会計補正予算や企業会計補正予算のなども審議しました。(詳細は後述します)

今議会の特筆事項としては、「安全保障法制に関する法案の慎重審議を求める意見書(案)」を国会での強行採決前の9月16日に緊急動議として8会派14名で共同提案したことです。

去る6月議会では、我が会派が単独で「法案の撤回を求める意見書」を提出し不採択となりましたが、今回は、危機感を共有する県議の幅広い賛同を得て、意見書を提出することが出来ました。

結果的には、政権与党の反対で不採択でしたが、直近の世論調査で国民の8割が政府の説明不足と感じていることを、県議会の場で訴えることが出来たことは、評価に値すると自負しているところです。(意見書案文は後述します)

平成27年度9月補正予算の主な内容

●世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業費・・・6,453万円

地域の活性化を図るため、世界遺産登録を契機とした本県観光産業の活性化・高度化への取組を実施

- ・ホテルコンシェルジュの配置(実証事業)
- ・広域周遊ルートの構築(受入環境整備含む)
- ・交通機関等における情報発信の強化
- ・世界遺産構成資産近傍の観光資源を組み入れた周遊コースの創り込み

●「働くなら“長崎”！」発信・体感事業費・・・5,500万円

H27.7設立の「長崎県産業人材育成産学官コンソーシアム」と連携し、若者の県内就職・定着、地域活力の活性化を促進

- ・企業への採用戦略・広報アドバイザー派遣等費用
- ・魅力ある県内企業情報のPR事業

- ・県内企業の求人情報発信事業
- ・「長崎県の良さ」のPR戦略

●ながさき「しまねこ」プロジェクト費・・・3,585万7千円

大手宅配業者とのタイアップにより、しまの産品を小ロットで大消費地の飲食店等へ直送する新たな販売開拓スキームを構築

●小さな楽園プロジェクト費・・・3,600万円

市町が進める「小さな拠点」づくりを後押しするため、基幹集落と周辺集落を結び生活支援等を行う取組の支援及び県CCRCの基本指針の策定

●長崎県スポーツコミッション設置運営事業費・・・5,021万円

大会やキャンプ地等の誘致活動、スポーツマネジメント人材の育成等を一元的に実施する「長崎県スポーツコミッション」を設置

- ・スポーツコミッション運営委託
- ・スポーツツーリズム連絡会議等開催経費

●日常生活自立支援事業費・・・7,322万5千円

県社会福祉協議会が実施している認知症高齢者等の判断力が不十分な方への金銭管理や福祉サービス利用等の援助に要する経費への助成

- ・生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、利用者の増加が見込まれるため、相談等に対応する専門員を増員

●四季折々の花や花木を活用した名所づくり事業費・・・3,150万円

産業革命遺産、長崎の教会群とキリスト教関連遺産や県内の主要な観光施設へ続く道路整備を季節に応じた花・花木を活用して実施

- ・国 202号(長崎市下黒崎町～神浦口福町・出津教会付近)
- ・国 499号(長崎市黒浜町～南越町・軍艦島眺望箇所)
- ・一 長崎空港線(箕島大橋～森園交差点)



●大型自動車第二種運転免許取得資金貸与事業費・・・300万円

県営バス運転士の安定的な確保を図るため、大型二種免許を持たない人を対象とした採用試験を実施するとともに、若者に対する運転免許取得資金の貸与制度を構築

- ・貸与対象者 40歳未満の大型二種免許未取得者
- ・貸与額 30万円以内
- ・返還免除 交通局のバス運転業務に5年間従事した場合、返還を免除

条例議案等の主な内容

○長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例(県民センター)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの。

- 1 改正内容 ① 個人情報の定義から、事業を営む個人及び法人その他の団体の役員の情報に関する除外規定を削除する。
② 保有特定個人情報の利用及び提供の制限、開示請求等についての規定を追加する。
③ 情報提供等記録の利用の制限、提供先への通知の規定を追加する。

2 施行日 平成28年1月1日

ただし、定義及び特定個人情報の提供の制限に関する規定は公布の日から、情報提供等記録に関する規定は平成29年1月から施行する。

○長崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例(環境政策課)

環境影響評価法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするもの。

1 改正内容

- ① 放射性物質は、環境影響評価対象の「適用除外」としていたが、「適用除外」を削除することで、国と同様に一般環境中の放射性物質についても、通常の項目に加えて環境影響評価の対象とする。
② 配慮書に関する事項及び対象事業を追加する。

2 施行日 公布の日

○佐世保市の中核市指定に関する同意について(市町村課)

佐世保市が中核市の指定を受けるために、総務大臣

に対し申出を行うことについて同意するため、地方自治法第252条の24第3項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。

1 手続 総務大臣は、中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、市からの申し出に基づき、これを行う。ただし、市は、あらかじめ、市の議会の議決を経て、都道府県の同意(都道府県の議会の議決が必要)を得なければならない。

2 要件 人口20万人以上

3 佐世保市への移譲事務

民生行政に関する事務 414事務 ほか、合計611事務

4 その他 平成28年4月 中核市へ移行予定

○公の施設の指定管理者の指定について(文化振興課)

長崎歴史文化博物館及び長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの指定管理者の指定について、議会の議決を求めようとするもの。

施設の名称

長崎歴史文化博物館

長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム

指定管理者となる団体の名称

東京都港区台場2丁目3番4号

(株)乃村工藝社 代表取締役社長 榎本修次

指定の期間

平成28年4月1日から平成34年3月31日まで(6年間)



予算総括質疑

平成26年3月議会以来の予算総括質疑の機会を頂きました。

しかし、質問時間は、たったの20分。質問通告した内容は①地域住民生活等緊急支援

の交付金、②大型自動車二種運転免許取得資金貸与事業、③日常生活自立支援事業費、④花や花木を活用した名所づくり事業費の4項目だったのですが、二つ目の免許取得資金貸与事業に時間を要してしまい、タイムアップ。残念ながら二項目の質問に終わりました。質問の概要は以下のとおりです。

バス運転者確保対策は

県交通運輸政策として実施すべき!!

今回提案された県交通局(県営バス)の大型自動車第二種運転免許取得資金貸与事業費は、資格取得者が減少する中で、県営バスの運転者を確保するための新たな制度です。

質疑では、①民間事業者を含めた県内バス業界での運転者不足状況、②県営バスが単独で制度を構築することでの他事業者への影響、③県交通運輸政策としての取り組み状況などを確認しました。

結果としては、県内各地でバス運転者不足が深刻化しており、公共交通体制を守るためにも、県全体としての対策が急務であることがわかりました。

県営バスが自助努力によりバス運転者確保対策を講じることについては理解できるが、一方で、財政基盤の弱い民間事業者に対する補助制度の構築も県の交通運輸政策としては不可欠なことから、県バス協会等の業界団体と連携を図り、深刻化しているバス運転者不足に対し確保対策を講じるよう強く求めました。

長崎県長期人口ビジョンの概要

地方におけるこの長期人口ビジョンは、政府方針に基づき策定されるものです。

現在策定中ですが、骨格となる数値目標について概要を報告します。

余談となりますが、この考え方は、平成24年9月議会の一般質問で私が提案主張した本県人口減少に対する長期計画と全く同じです。

三年遅れで、取り組むことになりそうです。

何はともあれ、本県の最重要課題である人口減少に真正面から取り組む姿勢が打ち出されたのは、良いことだと思います。

この人口ビジョンが、着実に実行され、成果が上がることを、しっかりチェックしていかなければなりません。

◎ 2060年に100万人規模を確保する。

(なんら対策を講じなければ、2060年には、本県人口は77万8千人に減少する)

○ 2040年に社会移動を均衡させる。

(現在の社会移動は▲6千人)

○ 2030年に希望出生率2.08を達成する。

(現在の本県の出生率は1.66)

目標を達成するために、まち・ひと・しごと総合戦略(5年間)で具体化を図る。

△ 5年間の転出超過数を3割程度減少させる

△ 5年間における企業誘致や地元企業支援で約4千人の雇用創出

△ 5年後の大学新卒者の県内就職率を10%アップ

△ 5年後の高校新卒者の県内就職率を8%アップ

△ 5年後の県内移住者(単年度)を660人に増やす

△ 5年後の合計特殊出生率を1.8まで引き上げる



今回私たちが提案した意見書文案です。

安全保障法制に関する法案の 慎重審議を求める意見書（案）

昨年7月の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定にもとづき、政府提案の安全保障法制に関する法案が開会中の通常国会において審議されている。

今国会は、戦後最長となる95日間の延長を行い、9月27日までの会期となったものの、現時点では国民的議論が深まった状況にはない。

このような中、参議院において9月中旬にも本法案を採決する可能性が高まっている。

「平和安全法制整備法案」は、武力攻撃事態法や周辺事態法、PKO協力法、自衛隊法など10本の法改正を一括した法案で、「存立危機事態」と武力行使の「新三要件」により、わが国が直接攻撃を受けていなくても他国防衛のために自衛隊を出動させるものである。また、「国際平和支援法案」は、海外での自衛隊の支援活動を定めたもので、海外派遣に関する個別立法措置

を恒久法にし、いつでも、どこへでも自衛隊を派遣できる体制整備と外国軍隊との武力行使の一体化を生じさせる内容が盛り込まれている。

いずれも、戦後70年間、日本国憲法のもとで、我が国が貫いてきた海外で武力行使をしないという原則を大きく転換するとともに、さまざまな「事態」への対応を政府に白紙委任する問題をはらんでいる。

これらは、立憲主義に反する法整備であり、未だ各種世論調査でも多くの国民が政府の説明が不十分だと声を上げ、日本弁護士連合会をはじめ多くの憲法学者からも「憲法違反」との指摘も受けている。

本県は、70年前に原爆被爆の惨禍を受け、いまでも多くの被爆者が原爆後障害で苦しめられている。

また、本年8月9日の平和祈念式典においては、被爆者代表や長崎市長が安全保障法案に対する強い懸念を訴え、慎重審議を求めた。

このような状況を踏まえ、本県議会は、政府に対し、審議中の安全保障法制に関する2法案について、本通常国会での成立に固執せず、国民的な議論を行い、慎重な審議の継続を要請する。



長崎県議会議員

深堀ひろし

長崎市平和町4-20
TEL 095-894-8470
FAX 095-894-8471

サッカー・ラグビー場
住吉方面
平和公園
湘九電工配工営業所
公園
本原方面
浦上天主堂

松山陸上競技場
松山交差点
長崎方面

お気軽にお立ち寄りください

*インターネットでも深堀ひろしの活動報告をご覧いただけます
<http://www.fukahorihiroshi.net/>